

CO2排出量算定サービス 利用規約

Ver.1.0 2025年7月1日

CO2排出量算定サービス(以下「本サービス」といいます)を利用する法人(以下「契約者」といいます)は、SC SK株式会社(以下「当社」といいます)が定めたCO2排出量算定サービス利用規約(以下「本利用規約」といいます)に同意するものとします。

第 1 章 基本事項

第 1 条 (用語の定義)

本利用規約における用語の定義は以下のとおりとします。

用語	用語の意味
利用契約	本利用規約に基づき当社と利用者との間に締結される本サービスの提供に関する契約を指し、具体的な手続きは第3条(利用契約の成立)に定めるとおり。
契約代表者	契約者を代表して契約締結等を行う担当者。
利用担当者	本サービスを利用するユーザで、当社および契約代表者が必要と認めた者。
利用者	契約代表者及び利用担当者。
提供データ	本サービスの利用に際し、利用者が提供する別紙1「提供データ一覧」で定めたデータ。
登録データ	当社により、本サービスに登録する、CO2 排出量、企業別排出原単位、及び排出量算定に関するデータ。
ID	本サービスの利用開始に伴い発行される利用者を識別する文字列。
パスワード	本サービスの利用に関し、利用者が個別のシステムへログインするために ID と組み合わせる英数字、記号もしくはその組み合わせによる文字列。
ログイン ID 等	ID およびパスワード。

第 2 条 (利用規約の変更)

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく本利用規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、事前に変更後の本利用規約および適用日について、サービスサイト上での掲示、電子メール、または本サービスの提供を行う代理店を通じた方法のいずれかにより、契約代表者に通知するものとします。
3. 前項により通知された適用日以後も契約者が本サービスの利用を継続した場合、契約者は変更後の本利用規約に同意したものとみなされます。

第 3 条 （利用契約の成立）

1. 契約者は、本利用規約に同意の上、当社所定の書面または電磁的方法で申込情報を提供することで、本サービスの利用を申込みものとします。
2. 当社は、その申込みを認めた場合、ID および初期パスワード(その数の上限は当社が定めるところによるものとします。)を発行し、契約者に通知します。当該通知をもって、本サービスの利用契約が契約者と当社間に成立するものとし、利用者は本利用規約に従って本サービスを利用することができます。
3. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、本サービスの利用の申込みを認めないことがあります。
 - (1) 本利用規約に規定する本サービス利用のため契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
 - (2) 申込情報に虚偽の事実を記載したとき
 - (3) 本サービスの利用目的が本来の目的と異なると疑われる等、当社が本サービスを提供するのに不相当と判断する理由があるとき
4. 当社が、契約者の申込を認められないときであっても、当社は、契約者に対して、書面または電磁的方法をもってその旨を通知するものとします。

第 4 条 （利用契約との優先関係）

当社と契約者との間で利用契約を締結するにあたり、本利用規約に定めがない事項を利用契約に規定した場合、またはその他本利用規約と利用契約との間でその内容に矛盾が生じた場合、利用契約の内容が優先して適用されます。

第 5 条 （利用料金）

1. 本サービスの利用料金及び支払い方法は、別途書面または電磁的方法にて提示した内容のとおりとし、事由の如何を問わず、当社が受領した利用料金の返金はできません。
2. 当社は、契約者の事前の承諾なく本サービスに関する代金債権を第三者に譲渡し、又は本サービスの利用料金に関する与信判断を当該債権譲渡先に委託することができるものとします。また、当該債権譲渡等に伴い、本サービスの利用料金の回収の目的で、契約代表者の個人情報(氏名、電話番号およびメールアドレスをいう。以下同じ。)を当該債権譲渡先に提供する場合があります。契約者および契約代表者は、契約代表者の個人情報を当該目的において当社が債権譲渡先に提供することについて同意をするものとします。
3. 当社が指定した代理店等を通じて、契約者が本サービスの利用契約をした場合の利用料金の支払方法は、代理店等が指定した方法によるものとします。

第 6 条 （再委託）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部を当社の費用と責任において第三者に再委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は、当社の監督責任下において当該第三者に本利用規約と同等の義務を負わせるものとします。

第 2 章 本サービスの利用

第 7 条 (本サービスの内容)

1. 本サービスでは以下の機能を提供します。
 - (1) 企業の CO2 排出量を算定するための入力画面
 - (2) 企業の CO2 排出量を算定する機能(会計データに基づく算定、物量データに基づく算定)
 - (3) CO2 排出量算定結果を表示する画面
2. 本サービスは以下のとおり提供します。

システム稼働時間： 午前 8 時～午後 8 時(メンテナンス時間や緊急保守時間を除く)

サポート受付時間： 24 時間 365 日

サポート回答時間： 平日午前 10 時～午後 5 時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29-1/3)は対象外)

サポート窓口： メール(coco-karte-support-staff@scsk.jp)
3. 利用者は、契約者である企業の CO2 排出量可視化の目的にのみ本サービスを利用できるものとします。
4. 本サービスで提供する会計データに基づく CO2 排出量の算定は、契約期間中一度のみ行うものとし、二度目以降の算定に当たっては、当社と契約者の合意の上行うものとします
5. 本サービスの提供区域は、日本国内のみです。

第 8 条 (本サービスの変更)

1. 当社は、契約者の事前の承諾なく本サービスの内容の全部又は一部を変更することができます。
2. 当社が前項の措置をとる場合、当社は、契約代表者に対して、書面または電磁的方法にて事前に通知・連絡するものとします。
3. 当社は、本条第1項に基づき当社が行った措置に起因して契約者に生じた損害について一切責任を負いません。

第 9 条 (利用者の名称の変更等)

1. 契約代表者は、氏名、名称または住所もしくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、第3条(利用契約の成立)第1項に定める方法で速やかに変更申込みをするものとします。
2. 契約者である法人の合併または会社分割により契約者としての地位が承継されたとき、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第 10 条 (利用者の責任)

1. 利用者は、本規約に規定された利用者の義務を遵守するものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するための前提環境を自己の費用と責任で準備するものとします。
3. 利用者が本サービスに入力または提出する情報は事実に基づいた正確な内容であるものとします。
4. 利用者が本サービスにおいて提供するデータについては、利用者は自らの責任で同一のデータをバックアップとして保存する必要があります。
5. 利用者は、他の利用者のサービス利用に影響を与え得るような事態(例：利用者のネットワーク環境でのウイルス蔓延・拡散等)が発生しないよう、本サービスと接続される利用者の環境を維持するものとします。

6. 利用者は、前項のような事態が発生した場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
7. 利用者は、ID およびパスワードの管理責任を負い、第三者に利用させないものとします。
8. 当社は、ID およびパスワードの利用によりなされた行為の全てを利用者の行為とみなし、ID およびパスワードの管理不備等により利用者に生じた損害等について一切の責任を負わないものとします。
9. 利用者は、ID またはパスワードが窃用されまたは窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第 11 条 （禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する取扱いをしてはならないものとします。
 - (1) 本サービスを利用契約に定める目的以外に使用すること
 - (2) 本サービスを第三者に利用させること
 - (3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある目的または方法で利用すること
 - (4) 虚偽の情報を提供する等して第三者に不利益をもたらすこと
 - (5) 誹謗、中傷、猥褻等公序良俗に反する情報を流すこと
 - (6) サービス運営を妨害する行為(過度の負荷をかける行為、ハッキング、不正なデータ・プログラム等を入力する行為を含みますが、これに限りません)
 - (7) 当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスまたは本サービスに含まれるソフトウェアのパフォーマンスに関するベンチマーク・テストの結果を公表すること
 - (8) 本サービスと競合する事業を営業し、または当該事業を第三者に営業せしめる行為
 - (9) 本サービス料金を支払期日までに支払わないこと
 - (10) その他、法律に反すると判断される行為をすること
2. 契約者は、利用契約上の権利義務を第三者へ譲渡できないものとします。

第 12 条 （当社の責任）

1. 当社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供する義務を負います。当社は、本サービスの利用に基づく何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスを現状有姿のまま提供し、一切の契約不適合責任及び保証責任を負いません。

第 13 条 （サービスの停止または制限）

1. 当社は、次の各号に定める場合には、事前に契約代表者に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとします。ただし、緊急事態が発生した場合はこの限りではなく、当社は事後速やかにその旨を報告するものとします。これらの場合、本サービスの特性上、データ処理あるいは伝送途上のデータの復元又は再処理の保証はしないものとし、利用者に生じた損害について、当社はこれを免責されるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備等(以下「サービス提供設備」といいます)に対し、保守、工事、障害の対策等が必要な場合(計画的な保守作業を含みます)

- (2) サービス提供設備の貸与・保守等を行う事業者が事業を停止する等、当社にて回避できない事由により、本サービスの全部又は一部を提供できない場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中断又は中止する場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供の中断又は中止することについて、合理的な事由があると判断した場合
2. 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が本サービスの提供を制限、もしくは中止する措置をとることがあることを利用者は了承するものとします。

第 14 条 （サービスの廃止）

- 1. 当社は、本サービスを廃止する場合、事前に契約代表者に対して通知を行うものとします。通知内容の発信によりその効力が生ずるものとし、通知を契約代表者が未確認でもその効力に影響はないものとします。
- 2. 当社が予期し得ない事由又は法令、天災などのやむを得ない事由で、本サービスの廃止をする場合において相当の猶予期間をもった事前通知が不能な場合、当社は速やかに利用者に対して通知することにより、本サービスを廃止することができるものとします。
- 3. 前二項に基づき本サービスが廃止された場合、当該廃止の日に利用契約は解約されるものとします。

第 3 章 データの取り扱い

第 15 条 （利用者が当社に提供するデータ・資料等）

- 1. 利用者は、当社に対し、別紙1「提供データ一覧」に記載するデータを提供するものとします。
- 2. 利用者は、当社に対し、本サービスの利用に必要なものとして当社が要求し、利用者が合意した資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)の提供、開示(以下「提供等」といいます。)を行うものとします。
- 3. 利用者は、当社に対し、提供データおよび資料等(以下、総称して「提供データ等」という。)を当社に提供等することについて、正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証します。
- 4. 利用者は、提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しません。ただし、本規約に別段の定めがある場合はその限りではありません。
- 5. 利用者が当社に対し提供等を行った提供データ等の内容に誤りがあった場合、または提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた本サービス利用の遅延、本サービスの瑕疵(法律上の瑕疵を含む。)等の結果について、当社は責任を負いません。
- 6. 当社は、提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負いません。

第 16 条 （データの管理）

- 1. 本サービスに登録された登録データに関する権利は、当社に帰属するものとし、当社は、本サービスの追加機能や新規サービスの開発等を目的として登録データの解析、二次加工等を行います。
- 2. 当社は、本サービスの追加機能や新規サービスの開発、営業活動、広報活動等を目的として、匿名化または統

計処理された登録データを公開することができます。また、当社は契約者と合意のもと、当社が定める範囲内において、登録データを第三者に提供することができるものとします。

3. 当社は、登録データのうち企業別排出原単位について、以下の目的のために限り、契約者の法人名を含む形式で第三者に提供および開示することができるものとします。
 - (1) サプライチェーン全体における脱炭素化の促進
 - (2) 地域社会や自治体における脱炭素の取り組みの支援・促進
4. 前項に基づく提供・開示において、当社は法令および社会通念に則り、適切かつ合理的な方法により取り扱うものとします。
5. 契約者は、自己の広報資料、ウェブサイト、デジタルサイネージ等において、登録データを公表することができるものとします。ただし、当該可視化データが当社または第三者の提供する有償の排出量データベースを用いている場合においては、利用者は、当該データベースの利用規約等に反しない限りにおいて、可視化データを公表できるものとします。
6. 契約者は、当社から提供された登録データを編集、改変等せずに公表等する場合に限り、当社が提供元である旨を表示できるものとします。
7. 契約者は、登録データが、国内外の法令、プロトコル等の基準を参照した計算ロジックにより、理論上の推定値として算出されたものであり、実際の物理的な CO2 排出量等の数値を示すものではないことを承諾するものとします。
8. 当社は、別紙1「提供データ一覧」を本サービスの提供のみに使用し、本サービスの契約終了後に削除します。
9. 当社は、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、データの提供等により、利用者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを保証します。

第 17 条 （機密保持）

1. 当社および利用者は、本サービス利用のため、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示、提供または漏えいしてはならないものとします。ただし、当社は、本条と同等の義務を負わせることを条件として、対象業務に必要な範囲に限り当社の再委託先に機密情報を開示することができるものとします。
 - (1) 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報
 - (2) 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示した日から10日が経過する日または開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱うものとする。
2. 当社および利用者は、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 相手方から開示を受けた時、開示を受けた当事者が既に所有していた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた時、既に公知であった情報、もしくはその後開示を受けた当事者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた当事者が合法的に第三者から取得した情報

- (4) 第三者への開示について、相手方の書面による事前の承諾を得た情報
- (5) 開示を受けた情報によらずに、開示を受けた当事者が独自に開発した情報
- 3. 本条第 1 項の定めにかかわらず、当社および利用者は、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指導等に基づき裁判所、行政庁から開示を要求された場合、金融商品取引所の規則により開示が要求される場合または会計監査人から開示を要求された場合には、相手方の機密情報を当該裁判所、行政庁、金融商品取引所または会計監査人に開示、提供できるものとします。ただし、これらの事由が生じた場合、当社および利用者は相手方に対してすみやかに通知するものとします。
- 4. 当社および利用者は、相手方から開示された機密情報を本サービス以外の目的で使用してはならないとともに、相手方の書面による事前の承諾なしに、機密情報を本サービス以外の目的で複製または変更してはならないものとします。
- 5. 当社および利用者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方から受領した機密情報を当該相手方に返却、または自己にて廃棄もしくは削除するものとします。
 - (1) 本サービスが終了したとき
 - (2) 相手方が返還を求めたとき
- 6. 本条の機密保持義務は、利用契約終了後2年間効力を有するものとします。

第 18 条 （個人情報の取扱い）

- 1. 利用者は、本サービスの利用に際して、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」といいます。)に定める個人情報または匿名加工情報(以下、総称して「個人情報等」といいます。)を含んだデータを当社に提供する場合には、事前にその旨を明示するものとします。
- 2. 利用者が個人情報等を含んだデータを当社に提供する場合には、利用者は当社に対し、法に定められている手続を履践していることを保証するものとします。
- 3. 当社は、第 2 項に従って個人情報等が提供される場合には、法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4. 当社は、利用者の要請を受けた場合、個人情報に係る契約内容の遵守状況について報告を行うものとします。
- 5. 当社は、個人情報について、別途定めるものを除き、利用契約の目的の範囲内でのみ利用するものとします。
- 6. 当社は、本サービスの提供に必要な限度において個人情報を第 6 条(再委託)に規定する第三者に提供する場合があります。この場合、当社は、当社の監督責任下において個人情報を当該第三者に委託するものとします。
- 7. 前項にかかわらず、その他法令に基づく請求があった場合には、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 19 条 （知的財産権）

- 1. 当社提供物および本サービスに関する産業財産権、著作権およびその他の知的財産権は、利用者または第三者が従前から保有しているものを除き、当社に帰属するものとします。
- 2. 当社は、本サービスの改良や追加機能開発、サービスの維持管理目的のため、本サービスから得られるデータ(本サービスに登録されたデータおよび本サービスの利用データを含み、個人情報は含まない)の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用することができ、利

用者はこれに同意するものとします。なお、当社は、利用者を特定できる内容で第三者へデータを開示することはできないものとします。

3. 当社は、利用者に対して、当社提供物の利用が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証を行いません。
4. 利用者は、本サービスおよび当社提供情報につき、次の各号に定める行為およびこれらに類する行為を含め、当社および原権利者の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為は一切行わないものとし、かつ第三者にも当該行為をさせないものとします。
 - (1) 複製、改変、編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、解読、ソースコードの発見の試みをすること、または、貸与、貸借、再販、派生物の制作をすること
 - (2) 営利目的の有無を問わず、利用者の Web サイト等に掲載・転用し、又は第三者に配布・送信・貸与・譲渡・担保設定等を行うこと
 - (3) 当社提供情報を、本サービスに類似するサービスの開発、販売、提供に利用すること
 - (4) 当社または第三者の著作権表示を削除または変更することおよび当社の商標を当社の事前の書面承諾なく使用すること
5. 利用者が前項各号のいずれかに違反した場合、利用者は、当社の指示に従い、速やかに当該違反を是正する措置をとるとともに、当該違反により当社が被った損害を賠償するものとします。

第 20 条 （情報の開示）

当社は、監督官庁、捜査機関またはそれに類する機関より、利用者（利用者を含む）ならびに利用者が保有し当社の設備上に格納された情報、プログラムおよびデータ等（提供データおよび登録データ）に対し指導、摘発、注意または照会を受けた場合、利用契約の規定に関わらず当該機関に対し、提供データおよび登録データを開示することがあります。

第 4 章 賠償・免責

第 21 条 （損害賠償）

1. 利用者は、本利用規約に違反し、当社または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
2. 当社が利用契約に関して利用者に対し負う責任の範囲は、本利用規約にて明示されている場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社の利用契約の違反が直接の原因で契約者に発生した通常損害に限定され、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は責任を負わないものとします。
3. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、利用者に生じた損害につき、契約者が当社に支払った対価の1ヶ月分に相当する金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。
4. 本条第2項及び第3項の規定は、当社に故意又は重大な過失がある場合は適用されません。

第 22 条 （免責）

当社は、第13条（サービスの停止または制限）の事由、および第25条（利用の停止等）ならびに、その他、本サービスに係る当社の仕入れ先の倒産、吸収・合併、売却、事業の停止、製品販売およびサービス提供の停止等の事象、不可抗力により当社の責めに帰さない事由が発生し、本サービスの提供を制限もしくは中止した場合にお

いて、いかなる責任(データ等の復元・復旧作業を含みます)をも負わないものとします。

第 5 章 利用契約の存続・終了

第 23 条 (契約の有効期間)

1. 本サービスの利用契約は、利用開始日から、利用開始日の 12 か月後の日の属する月の末日までを有効期間とします。
2. 本サービスの有効期間内に追加分の ID を発行した場合、追加分の ID は本サービスの有効期間を以て利用終了とします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が契約者に対し、又は契約者が当社に対し、前項の期間満了の1か月前までに、当該期間の満了をもって利用契約を終了する旨を通知しなかったときは、利用契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 24 条 (契約者による解約)

契約代表者は、当社に対し、解約希望日の1ヶ月前までにその旨を通知することにより、解約希望日をもって、利用契約を解約できるものとします。

第 25 条 (利用の停止等)

1. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの利用を停止または利用を制限することがあります。
 - (1) 利用契約上の債務の支払を怠りまたは怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 第10条(利用者の責任)の規定にされた利用者の義務に違反したとき
 - (3) 第11条(禁止事項)の規定に違反したとき
2. 本サービスの利用にあたり、利用者が前項記載の各号の一に該当すると当社が判断した場合、当社は、利用者に何ら通知することなく、利用者に対する本サービスの提供を中止し、利用契約を解除すること、および元データ、利用データ等の削除その他必要な措置を講じることができるものとします。
3. 前項に基づく、本サービスの提供の中止および元データ、利用データ等の削除につき、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者がシステム環境の使用によって第三者または当社に与えた損害について、利用者はこれを賠償するものとします。
5. 当社は、次に掲げる事由があるとき、利用者への催告を要しないで利用契約の全部または一部を解除出来るものとします。
 - (1) 利用者が利用契約の義務に違反し相当の期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
 - (2) 利用者に差押、仮差押、仮処分、競売、破産、会社更生もしくは民事再生手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じ、利用契約の継続が困難と認められるとき
 - (3) 立地等の条件により、規定料金における本サービスの提供が困難となったとき
 - (4) その他利用契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
6. 前項第 1 号、第 2 号および第 4 号により利用契約が解除された場合、利用者は、当然に期限の利益を失い、

当社に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。

第 26 条 （反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、各々が行う一切の事業に関して、次の各号の事項を表明し、保証します。
 - (1) 自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体その他の反社会的団体または勢力(以下、反社会的勢力という)でないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと
 - (4) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと
 - (5) 反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、およびこれらに準ずる行為を行わないこと
 - (6) 役員が反社会的勢力の構成員でないこと
2. 当社および契約者は、前項の規定を、各々の委託先および調達先にも順守させる義務を負うものとします。
3. 当社および契約者は、前二項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方へその事実を報告するものとします。
4. 当社および契約者は、相手方が前三項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに契約の名称を問わず、利用契約を含め、当社および利用者間で締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとします。
5. 当社および契約者は、前項に基づき当社および利用者間の契約を解除・解約した場合、これにより被った損害の賠償を相手方へ請求することができるものとします。

第 27 条 （存続条項）

本利用規約第6条(再委託)、第8条(本サービスの変更)3項、第12条(当社の責任)、第13条(サービスの停止または制限)、第15条(利用者が当社に提供するデータ・資料等)、第16条(データの管理)、第18条(個人情報の取扱い)、第19条(知的財産権の保護)、第20条(情報の開示)、第21条(損害賠償)、第22条(免責)、第25条(利用の停止等)4項および7項、第26条(反社会勢力の排除)、本条、第29条(協議等)は、第23条(契約の有効期間)に定める本サービス利用期間の終了後も有効に存続するものとします。

第 6 章 その他一般条項

第 28 条 （電磁的方法による意思表示）

当社および利用者間の書面の交付、通知、提出等は、当社が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。なお、電磁的方法により行う場合、当社と契約代表者間の通知は、申込情報で提供されたE-mailアドレス宛に発信するものとし、当該電子メールを当社が契約者等に向けて発信した時点をもって、契約代表者に通知が到達したものとみなします。

第 29 条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本

規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 30 条 （協議など）

1. 当社および利用者は、利用契約についての準拠法を日本法とすることに合意するものとします。
2. 本利用規約に定めのない事項については、当社および利用者間で協議の上誠意をもって解決するものとします。
3. 当社および利用者は、前項記載の協議を行ったにもかかわらずなお解決できず訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2025 年 3 月21日制定

別紙:提供データ一覧

本サービスにおいて、利用者が提供するデータを以下に示す。

データ名	データの利用目的	データ内容	データの提供方法
CO2 排出量算定サービス利用申し込み情報	本サービス利用に関するアカウントを発行	会社情報、利用者名(姓名/ふりがな)、メールアドレス、携帯電話番号	書類または電磁的方法にて提供
会計データ	CO2 排出量の算定	排出量算定対象会計年度の総勘定元帳、仕訳帳、仕訳日記帳 等	CO2 排出量算定サービスへ登録
企業基礎情報	CO2 排出量の算定	企業情報、会計ソフト 等	CO2 排出量算定サービスへ登録
エネルギー使用情報(物量データ)	CO2 排出量の算定	エネルギー使用量 等	CO2 排出量算定サービスへ登録

(以下余白)